

いじめ防止基本方針

高知県立室戸高等学校

令和4年4月1日

校長 決 定

はじめに

本校では、「真・善・美」の校是のもと、生徒たちが、様々な学校行事や地域貢献活動に参加することで学問を究め、道徳心を高め、感性を磨き、倫理観や社会性、そして郷土愛を育み自己実現できるように、地域とともに日々の教育活動に取り組んでいる。

本方針は、この目標を達成するために、高知県立室戸高等学校の全ての生徒が安心して学校生活を取り組み、そして高い志を実現できるようにいじめ問題根絶に向けた基本方針を策定するものである。

第1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止等のための対策は、いじめがすべての生徒に関係する問題であることを認識し、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず教職員や生徒自らがいじめを許さないようにしなければならない。

このいじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要である。いじめを認識しながら放置することなく、いじめがあった場合は被害を訴えてきた子どもやいじめを知らせてくれた生徒をしっかりと守り通すため、県、学校、地域住民、家庭、その他の関係者との連携のもと、行われなければならない。

また、子どもたちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに萎縮したり、躊躇したりするようなことがないよう常に意識し、生徒を見守り支えていく。

第2 いじめの定義と運用

「いじめ」とは、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3 いじめの理解

いじめには、多様な態様があり、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、法が定義するいじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も行う。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮し、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、生徒支援委員会やいじめの防止等委員会を活用して行う。

第4 いじめ防止等対策委員会

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。また、校内生徒支援委員会等ともリンクし、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報をもとに組織的に対応する。

さらに、いじめ基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかを確認するとともに、いじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を行う。

1 組織の主な役割

- (1) いじめ防止のための取組の年間指導計画作成、検証、修正
- (2) いじめに関する校内研修の企画・検討
- (3) いじめの相談・通報の窓口
- (4) いじめの疑いに関する情報等の収集と情報共有、連携等
- (5) 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体

2 委員会の構成員

スクールカウンセラー、外部有識者（室戸市教育研究所S S W）、校長、教頭（全・定）、人権教育主任/教育相談係（全・定）、生徒指導主事（全・定）、補導専任、養護教諭、生徒支援コーディネーター等で組織する。

なお、必要に応じてホーム担任等、関係の深い教職員を追加する。

第5 P T Aや地域の関係団体等との連携について

学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもを育み、いじめ問題の解決を進めていくために、学校運営協議会、室戸高校定時制教育振興会などとともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

第6 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の報告

いじめが「重大な事態」と判断された場合には、県教育委員会に報告し、指示に従って必要な対応を行う。

(2) 調査の趣旨等

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(3) 学校が調査を行うための組織について

学校が主体的に調査を行う場合には、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに対応する委員会を設ける。この組織の構成については、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

第7 年間計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、全校レベルでの組織的、計画的な取組が必須である。組織体制の整備とともに年間の指導計画を立てて学校全体でいじめ問題に向き合う姿勢が大切である。取組状況の把握と検証（PDCA）は、いじめ防止等検討委員会で、ケースの検証や計画の見直しなどを行う。

月	全日制	定時制
4月	室戸高校いじめ防止基本方針公開 生徒支援委員会、1年次生宿泊研修 生徒とホーム主任の面談週間 室高手帳（キャリアノート）配付 いじめ防止に関わる生徒会活動 寮生に対するS Cの面談週間	室戸高校いじめ防止基本方針公開 生徒支援委員会 仲間づくりデイキャンプ エゴグラム 新入生聞き取り調査 生徒とホーム主任の面談週間
5月	生徒支援委員会	生徒支援委員会 新入生歓迎スポーツ大会
6月	学校生活アンケート 生徒とホーム主任の面談週間 1、2年団QU周知会、生徒支援委員会	生徒支援委員会 学校生活アンケート
7月	いじめ防止等対策委員会 校内研修（いじめ、虐待） 校内研修1年団（QU、学校生活アンケート 情報共有） 生徒支援委員会	いじめ防止等対策委員会 生徒支援委員会 校内研修（いじめ、虐待） 三者面談 生徒・教員親睦会
8月	寮生に対するS Cの面談週間 生徒支援委員会	生徒支援委員会
9月	学園祭 生徒支援委員会	生徒支援委員会 生徒とホーム主任の面談週間
10月	生徒支援委員会 人権教育講演会	生徒支援委員会
11月	学校生活アンケート 生徒とホーム主任の面談週間 ホーム主任対象人権LH校内研修 生徒支援委員会	生徒支援委員会
12月	寮生に対するS Cの面談週間 いじめ防止等対策委員会 生徒支援委員会、球技大会	いじめ防止等対策委員会 生徒支援委員会 学校生活アンケート、三者面談
1月	生徒支援委員会	生徒支援委員会
2月	生徒支援委員会	生徒支援委員会
3月	いじめ防止等対策委員会 生徒支援委員会 キャリアノート確認 新入生出身中聞き取り調査	いじめ防止等対策委員会 生徒支援委員会 三者面談
年間	チェックリスト等による生徒観察 教科情報における情報モラル教育 生徒会活動 ポスター掲示 キャリアノートを活用したホーム主任と生徒の面談 教員の寮訪問 面談週間	教科情報における情報モラル教育 ポスター掲示 S C面談

第8 校内支援組織

いじめの認知から、いじめの解消、再発防止対策まで次の組織で対応する。

